

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学病院諸料金規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院諸料金規程（平成16年旭医大達第53号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後			現 行		
(略)			(略)		
附則 この規程は、令和8年9月1日から施行する。					
別表 1 保険適用外の料金			別表 1 保険適用外の料金		
区分		金額	区分		金額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
文書料	(略)	(略)	文書料	(略)	(略)
	産科医療補償制度補償請求用診断書料(補償分割金請求用) 1通につき	5,500		産科医療補償制度補償請求用診断書料(補償分割金請求用)	5,500
	産科医療補償制度補償請求用診断書料(補償認定請求用) 1通につき	11,000		産科医療補償制度補償請求用診断書料(補償認定請求用)	11,000
	医薬品副作用被害救済制度診断書料 1通につき	11,000		医薬品副作用被害救済制度診断書料	11,000
	病後児保育に係るかかりつけ医連絡票 1通につき	825		病後児保育に係るかかりつけ医連絡票	825
	母性健康管理指導事項連絡カード 1通につき (新設)	2,200 (新設)			
	郵送手数料 1通につき (新設)	550 (新設)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)			(略)		
【改正理由】					
項目を追加することに伴い、所要の改正を行うものである。					